

2 試験日時、試験会場

試験日時	令和7年10月12日（日）（試験会場への入室は9時から開始する予定です。） 午前 9時30分 着 席 午前 10時00分 試験開始 午前 12時00分 試験終了 ※点字受験者、弱視受験者及び肢体不自由受験者（以下「弱視等受験者」という。）については、試験終了時刻が異なります。（P6を参照）
試験会場	香川大学創造工学部 高松市林町 2217-20 （末尾の試験会場案内図を参照） ※試験会場に駐車場はありません。周辺での路上駐車、近隣店舗等の駐車場利用及び送迎のための一時的な駐停車等は近隣住民へのご迷惑になりますので、絶対しないでください。 ※試験会場となる香川大学では、試験事務を行っておりませんので、電話等による照会は一切しないでください。 ※構内は禁煙です。また、ごみは各自でお持ち帰りください。

3 受験資格対象者

（1）対象者

香川県において試験を受けようとする者は、業務従事期間に関して①に該当し、かつ勤務地又は住所地に関して②の要件を満たしている必要があります。

- ① ア及びイに定める資格のいずれか（複数の資格における期間の合算も認める）の期間が通算して5年以上であり、かつ、当該業務に従事した日数が900日以上の方

ア. P4に定める法定資格に基づく業務に従事した期間

イ. P5に定める相談援助業務に従事した期間

- ② 勤務地又は住所地に関する要件

〔勤務地要件〕…受験申込時点において、香川県内で上記①に該当する事業所に勤務していること。

〔住所地要件〕…勤務地要件に該当しない場合は、現住所が香川県内にあること。

※香川県内に現住所があっても、現在、他の都道府県において上記①に該当する事業所に勤務している場合は、香川県での受験はできません。勤務地の都道府県が受験地となります。

（2）対象者の範囲の具体的判断

対象者の具体的な判断については、上記（1）に示されたものであって、かつ、要援護者に対する対人の直接的な援助が、その者の本来業務として明確に位置づけられている必要があるため、当該資格等を有しながら、要援護者に対する対人の直接的な援助ではない期間（例：研究業務）は実務経験期間に含まれません。

(3) 対象者についての留意点

次のいずれかの事項に該当する者は、試験に合格し、介護支援専門員実務研修を修了しても、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第69条の2に定める登録を受けることができません。

- ① 心身の故障により介護支援専門員の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ③ この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ④ 登録の申請前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者
- ⑤ 法第69条の38第3項の規定による禁止の処分を受け、その禁止の期間中に法第69条の6第1号の規定によりその登録が消除され、まだその期間が経過しない者
- ⑥ 法第69条の39の規定による登録の消除の処分を受け、その処分の日から起算して5年を経過しない者
- ⑦ 法第69条の39の規定による登録の消除の処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に登録の消除の申請をした者（登録の消除の申請について相当の理由がある者を除く。）であって、当該登録が消除された日から起算して5年を経過しないもの